

第6章 計画の推進方針

1 計画の推進体制

(1) 県の推進体制

県では、関係部局から構成され、知事を本部長とする「宮崎県子育て応援本部」を活用し、福祉・保健・医療・教育・労働部門等、全庁的な連携に努め、各種施策の推進を図ります。

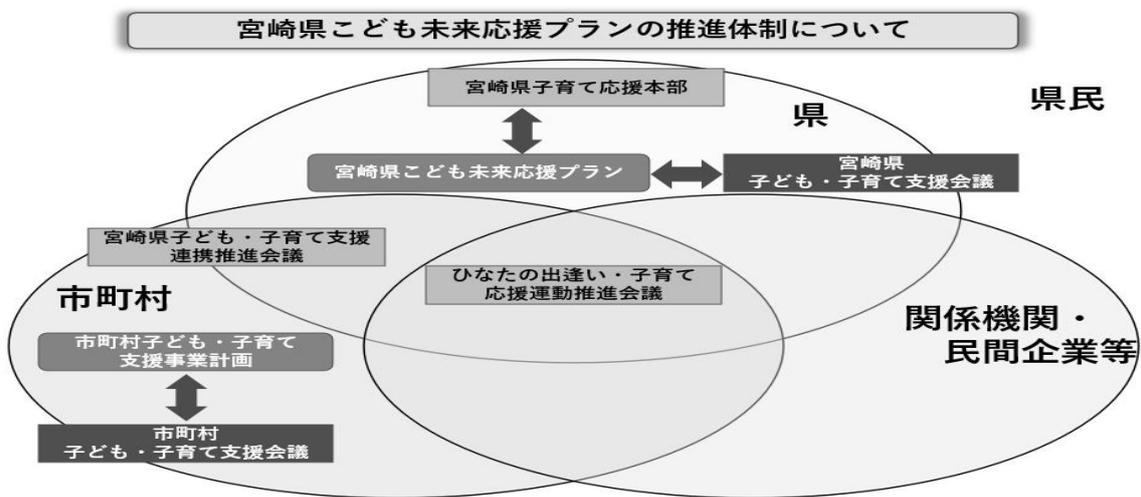
(2) 県と市町村及び市町村間の連携に係る推進体制

子ども・子育て支援においては、住民に最も身近な市町村が実施主体であり、県と市町村の連携は必要不可欠なものになります。

このため、県と市町村から構成される「宮崎県子ども・子育て支援連携推進会議」において、意見交換や先駆的な取組に係る情報共有を行うなど、県と市町村及び市町村間の連携を更に強化し、各種施策の迅速かつ効果的な展開を図ります。

(3) 関係機関及び民間企業との推進体制

県や市町村をはじめ、社会福祉協議会、子育て支援団体など幅広い関係団体等で構成する「ひなたの出会い・子育て応援運動推進会議」を活用し、社会全体で出逢いや子育てを応援する気運の醸成、企業等における子育て支援やワークライフバランスの推進、安心して妊娠・出産、子育てができる環境づくりなど、各種施策の強化に一体となって取り組めます。



2 計画の進捗管理

この計画の進捗状況は、事業主、子育て支援団体、学識経験者等で構成される「宮崎県子ども・子育て支援会議」において調査審議するとともに、県はその結果を公表します。

計画の評価・分析に当たっては、子ども・子育て支援施策の推進状況を評価するため、「重点成果指標」と「個別成果指標」の2種類の指標を用いることとします。